一般社団法人島根県レクリエーション協会表彰規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、島根県内におけるレクリエーション運動の普及、振興に多大な功績をあげた者及び団体の表彰について定めるものとする。

（審査及び決定）

第２条　被表彰者は、一般社団法人島根県レクリエーション協会（以下「本会」という。）の正会員の代表者、または本会からの推薦をもとに、本会に表彰選考委員会を設けて審査しその結果に基づき会長が決定する。

（推薦基準）

第３条　被表彰者の推薦基準は、次の各号に該当するものとする。

１．功労者表彰

（１）本会あるいは正会員の役員または公認指導者のいずれかであること。

（２）地域、職域、あるいは福祉領域において、レクリエーション運動の普及・振興のために率先挺身し、顕著な活動実績がある者。

２．優良団体表彰

（１）本会に入会している団体で、継続的に活動し、優れた実績を挙げて生涯スポーツ・レクリエーションの振興に多大な貢献をしたと認められる団体

（推薦方法）

第４条　候補者及び候補団体の推薦者は、様式１または様式２の推薦書を本会会長に提出することとする。

（表　彰）

第５条　表彰は、年１回とし、本会会長が表彰状及び記念品を授与して行う。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（付　則）

この規程は、令和６年５月 18 日に施行する。

［②表彰］

一般社団法人島根県レクリエーション協会表彰規程選考細則

令和６年５月 18 日

「一般社団法人島根県レクリエーション協会表彰規程（令和６年５月 18 日施行）（以下、「表彰規程」という。)」に定める推薦方法及び表彰の選考基準に関する細則を次のように定める。

１．表彰選考委員は、理事会で選出する。

２．表彰選考委員の任務は、所定の方法により推薦を受けた者及び団体について、表彰の基準に適合しているか、あるいは表彰に値するかを審査し、一般社団法人島根県レクリエーション協会（以下、「本会」という。）会長に具申する。

３．他の表彰との関係は、過去において、文部科学大臣、島根県知事、島根県教育委員会及び島根県教育委員会教育長（全国的スポーツ競技会等の好成績による受賞は除く。)、日本レクリエーション協会の表彰を受けた個人、団体については対象としない。

４．表彰の対象者については次のとおりとする。

（１）功労者表彰

１)「表彰規程」第３条の１の（１）の「公認指導者」とは、日本レクリエーション協会公認指導者であり、次の各号の資格取得者をいう。

①レクリエーション・インストラクター
②スポーツ・レクリエーション指導者
③レクリエーション・コーディネーター
④福祉レクリエーション・ワーカー

ただし、活動実績年数の通算においては、次の各号の資格保持年数を加算することができる。

①レクリエーション上級指導者
②レクリエーション１級指導者
③レクリエーション２級指導者
④グループレクリエーション・ワーカー
⑤余暇生活相談員
⑥余暇生活開発士

２)「表彰規程」第３条の１の（１）にいう「本会あるいは正会員の役員」における「役員」とは当該団体の理事である者をいう。ただし、事務局運営の責にあるものについては、これを理事である者に含めることができる。

３）候補者は、推薦母体となる団体において 10 年以上にわたり、生涯スポーツ・レクリ

エーションの普及振興のための企画または指導に率先挺身し、顕著な活動実績がある者で、当該年度の４月１日において現役の者とする。

４）「10 年以上」とは、推薦母体となる団体において引き続き 10 年以上の活動実績があることをいう。この場合、複数の団体において併任する者にあっては、その併任期間を重複して加算しないものとする。

５）被表彰者の年齢に特に定めはないが、表彰規程第３条の規定の趣旨に留意の上、概ね 40 歳以上のものを対象とすることとする。

６）表彰の該当者が死亡した場合においても、この規程を適用し追贈することができる。

（２）優良団体表彰

１）表彰規程第３条の２の（１）にいう「継続的」とは、概ね５年以上であること。

２）「優れた実績」とは、団体の活動が、県内において生涯スポーツ・レクリエーションの振興に貢献しているとともに、他の団体の範に足るものであること。

３）同一団体に対する表彰は、10 年間は行わない。

５．この表彰規定に基づく候補者の推薦者については次のとおりとする。

（１）各正会員の代表者

（２）本会の業務執行理事以上の役員

６．推薦の手続きに必要な書類は、次の各号とする。

（１）功労者表彰

１）推薦書は様式１とする。

２）種目・領域等団体については、当該団体における公認指導者の制度を示す参考資料を添付する。

（２）優良団体表彰

１）推薦書は様式２とする。

２）参考資料として、会則、会員名簿、昨年度の事業報告、決算書を添付する。

７．推薦の〆切は毎年 11 月末とする。